

(証券コード 2003)
平成28年6月10日

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目3番17号
日東富士製粉株式会社
代表取締役社長 下 嶋 正 雄

第119回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第119回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいませようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日(火曜日)午後5時40分までに当社に到着するようご返送下さいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日(水曜日)午前10時
2. 場 所 東京都中央区新川一丁目3番17号(新川三幸ビル)
当社2階会議室
(裏面案内図をご参照下さい。)
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第118期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)
事業報告の内容及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第118期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額の決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額の決定の件
- 第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいませようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参下さいませようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告並びに計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nittofujico.jp>)に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して以下のとおり期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 700,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 700,000,000円

2. 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金6円 総額274,829,478円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月30日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)を維持することを目的として、株式の併合を行うものであります。

2. 併合の内容

(1) 併合する株式の種類及び割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて配分いたします。

(2) 株式併合の効力発生日

平成28年10月1日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

15,000,000株

(4) その他

本議案に係る株式併合は第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。なお、その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(注)株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市場の変動など他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値に変動はありません。また、議決権や優待等、株主様の権利も変動ありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号。以下、本議案において「改正会社法」という。)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となっております。

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

- (2) 第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、併合比率に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第6条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため現行定款第8条を変更するものであります。

上記(2)の変更の効力は、第2号議案における株式併合の効力発生日である平成28年10月1日をもって発生する旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は、株式併合の効力発生日経過をもって、削除するものといたします。

- (3) インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるよう変更案第16条を新設するものであります。

- (4) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役等でない取締役につきましても、期待される役割を十分に発揮できるように、損害賠償責任を限定する契約を締結することを可能とするため、現行定款第30条第2項の変更を行うものであります。なお、本変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

- (5) 上記変更に伴い、必要となる条数の調整、その他文言の整理を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条(省略)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p> <p>第5条(省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1億5,000万株</u>とする。</p> <p>第7条(省略)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>第9条～第11条(省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第15条(省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第<u>16条</u>～第<u>18条</u>(省略)</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条(現行どおり)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p><u>3. 会計監査人</u></p> <p>第5条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,500万株</u>とする。</p> <p>第7条(現行どおり)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>第9条～第11条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第15条(現行どおり)</p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法令の定めに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第<u>17条</u>～第<u>19条</u>(現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p data-bbox="176 178 488 202">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="116 220 546 275">第19条 当会社の取締役は、<u>8名以内</u>とする。</p> <p data-bbox="116 314 185 338">(新設)</p> <p data-bbox="116 381 546 435">第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="116 468 257 492">2～3 (省略)</p> <p data-bbox="116 508 546 613">第21条 取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>とき</u>までとする。</p> <p data-bbox="116 647 546 725">2 補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する</u>ときまでとする。</p> <p data-bbox="116 759 185 783">(新設)</p> <p data-bbox="116 898 185 922">(新設)</p> <p data-bbox="116 1010 546 1064">第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="116 1124 546 1203">2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長及び取締役副社長各1名を定めることができる。</p> <p data-bbox="116 1261 257 1285">第23条 (省略)</p> | <p data-bbox="629 178 940 202">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="573 220 1003 299">第20条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、<u>7名以内</u>とする。</p> <p data-bbox="573 317 1003 371">2 当会社の監査等委員である取締役は、<u>3名</u>とする。</p> <p data-bbox="573 387 1003 465">第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="573 468 784 492">2～3 (現行どおり)</p> <p data-bbox="573 508 1003 644">第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>時</u>までとする。</p> <p data-bbox="573 647 1003 752">2 監査等委員である取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>時</u>までとする。</p> <p data-bbox="573 759 1003 895">3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任した監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する<u>時</u>までとする。</p> <p data-bbox="573 898 1003 1003">4 補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、当該選任のあった株主総会后、<u>2年後の定時株主総会開始の時</u>までとする。</p> <p data-bbox="573 1010 1003 1115">第23条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="573 1124 1003 1261">2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長及び取締役副社長各1名を定めることができる。</p> <p data-bbox="573 1261 784 1285">第24条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条～第26条(省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名捺印又は電子署名を行う。</p> <p>第28条(省略)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」と云う。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条(省略)</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第31条～第39条(省略)</p> | <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条～第27条(現行どおり)</p> <p>第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役が記名捺印又は電子署名を行う。</p> <p>第30条(現行どおり)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第32条(現行どおり)</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|----------------|--|
| (新設) | 第 5 章 監査等委員会 |
| (新設) | <u>第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u> |
| (新設) | <u>第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> |
| (新設) | <u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> |
| (新設) | <u>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が記名捺印又は電子署名を行う。</u> |
| (新設) | <u>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u> |
| 第 6 章 会計監査人の責任 | 第 6 章 会計監査人の責任 |
| 第40条(省略) | 第37条(現行どおり) |
| 第 7 章 計算 | 第 7 章 計算 |
| 第41条～第44条(省略) | 第38条～第41条(現行どおり) |
| (新設) | 附則 |
| (新設) | <u>第 1 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第119回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> |
| (新設) | <u>第 2 条 第 6 条及び第 8 条の変更は、平成28年10月 1 日をもって効力が発生するものとし、同日の経過をもって、本附則第 2 条を削除する。</u> |

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員(6名)は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名の選任をお願いするものであります。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|-------|---------------------------------------|--|----------------|
| 1 | シモジマ マサオ 下 嶋 正 雄 (昭和27年2月8日生) | 昭和45年4月 三菱商事株式会社入社 平成13年4月 同社食糧本部フィードマテリアルユニットマネージャー 平成15年10月 同社食糧本部飼料ユニットマネージャー 平成19年4月 同社理事食糧本部飼料ユニットマネージャー 平成19年6月 当社社外監査役 平成20年4月 三菱商事株式会社理事農水産本部付(戦略企画室長)兼飼料畜産ユニットマネージャー 平成22年4月 同社理事農水産本部付(戦略企画室長) 平成23年4月 同社理事農水産本部付 平成23年6月 当社代表取締役社長 平成23年6月 隅田商事株式会社代表取締役(現在に至る) 平成26年6月 当社代表取締役社長兼営業本部長(現在に至る) 重要な兼職の状況 隅田商事株式会社代表取締役 | 70,000株 |
| | | 【取締役候補者とした理由】 三菱商事株式会社の食糧本部に従事し、総合商社の豊富な経験を有しており、当社代表取締役社長としての任務を通じて、豊富な業務経験と経営全般に関する高度な知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。 | |
| 2 | タカオカ ヒロアキ 高 岡 裕 明 (昭和29年5月12日生) | 昭和53年4月 当社入社 平成16年4月 当社生産技術部長 平成21年6月 当社執行役員東京工場長 平成23年6月 当社取締役常務執行役員生産技術本部長兼品質保証部担当 平成26年6月 当社取締役専務執行役員生産技術本部長兼品質保証部担当(現在に至る) | 13,412株 |
| | | 【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、主に生産技術本部に従事し、現在では、当社取締役専務執行役員生産技術本部長兼品質保証部担当を務めており、豊富な業務経験と生産技術等に関する高い知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。 | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|---|--|--|----------------|
| 3 | タムラ ヒロアキ 田村 弘昭 (昭和28年11月8日生) | 昭和52年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成16年7月 同行理事営業審査部長 平成19年3月 当社常任顧問 平成19年6月 当社常務取締役管理本部長兼業務監査室担当 平成20年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼業務監査室担当 (現在に至る) | 43,000株 |
| 【取締役候補者とした理由】 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）で培った豊富な業務経験と、財務・会計等に関する高い知見をもとに、当社では取締役常務執行役員管理本部長兼業務監査室担当を務めており、引き続き取締役候補者となりました。 | | | |
| 4 | コイズミ タケシ 小泉 武嗣 (昭和33年11月30日生) | 昭和56年4月 三菱商事株式会社入社 平成3年6月 同社マニラ支店食品部マネージャー 平成8年5月 同社食品流通第一部菓子チームマネージャー 平成11年2月 同社食料担当統括役員付（企画・業務）マネージャー 平成15年4月 同社生活産業グループ役員付企画・業務部長 平成15年6月 同社食品本部飲料原料ユニットマネージャー 平成17年4月 同社食品本部戦略企画室中国・アジア担当部長 平成18年4月 同社コーポレートスタッフ部門中国事業戦略オフィス室長代行 平成20年4月 同社業務部中国室長兼ウランバトル事務所長 平成21年4月 台湾三菱商事股份有限公司執行副総経理（副社長）兼生活産業本部長 平成24年4月 三菱食品株式会社コンプライアンス担当役員補佐 平成27年4月 当社顧問 平成27年6月 当社取締役常務執行役員業務本部長兼日東富士運輸㈱代表取締役社長 (現在に至る) | 0株 |
| 【取締役候補者とした理由】 三菱商事株式会社及び三菱食品株式会社等で培った豊富な業務経験と、国際感覚やコンプライアンス等に関する高い知見をもとに、当社では取締役常務執行役員業務本部長兼日東富士運輸株式会社代表取締役社長を務めており、引き続き取締役候補者となりました。 | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|--|--|---|----------------|
| 5 | タニ モト ユウ スケ ※谷本 祐介 (昭和35年4月30日生) | 昭和58年4月 三菱商事株式会社入社 昭和62年9月 同社食料管理部 平成8年10月 米国三菱商事会社ロスアンゼルス支店 平成10年12月 同社本店 平成12年12月 三菱商事株式会社リスクマネジメント部 平成17年1月 同社生活産業グループコントローラー オフィス食糧チームリーダー 平成17年6月 当社社外監査役 平成20年4月 三菱商事株式会社生活産業グループ コントローラーオフィス農水産チーム リーダー 平成21年6月 同社コーポレート部門コントローラー オフィス第二チームリーダー 平成22年4月 同社コーポレート部門管理部第二チ ームリーダー 平成23年5月 同社監査部部長代行兼監査室長 平成28年6月 当社顧問 (現在に至る) | 0株 |
| 【取締役候補者とした理由】 三菱商事株式会社等で培った豊富な業務経験と、財務・会計等に関する高い 知見をもとに当社事業活動への助言や販売活動への支援が期待できるため、 取締役候補者となりました。 | | | |
| 6 | ハシ モト リュウ イチ 箸本 隆一 (昭和33年11月12日生) | 昭和56年4月 三菱商事株式会社入社 昭和62年12月 株式会社エム・シー・エム(現三菱商事 建材株式会社)営業部長 平成4年6月 独国三菱商事デュッセルドルフ本店資 材部長 平成8年2月 カナダ三菱商事トロント本店化学品・ 食糧部長 平成11年8月 三菱商事株式会社食糧本部糖質部澱 粉・ビールチームリーダー 平成16年4月 同社中国支社生活産業グループ次長 平成22年10月 同社農水産本部戦略企画室商品開発担 当 平成24年4月 同社食品流通・ヘルスケア本部リテ イル事業部商品開発担当 平成26年1月 当社顧問 平成26年6月 当社取締役執行役員兼隅田商事株式 社代表取締役社長 (現在に至る) | 4,000株 |
| 【取締役候補者とした理由】 三菱商事株式会社等で培った豊富な業務経験と、営業・販売等に関する高い 知見をもとに、当社では取締役執行役員兼隅田商事株式会社代表取締役社長 を務めており、引き続き取締役候補者となりました。 | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|---|--|---|----------------|
| 7 | フジ タ ヨシヒサ ※藤田佳久 (昭和38年7月15日生) | 昭和61年4月 三菱商事株式会社入社 平成5年7月 オーストラリア三菱商事会社 平成7年9月 MC MEATS HOLDINGS PTY. LTD. 平成9年5月 三菱商事株式会社飼料畜産部 平成15年4月 同社飼料ユニット総括マネージャー 平成16年4月 日本食品化工株式会社経営企画室長 平成17年6月 同社取締役 平成19年6月 三菱商事株式会社澱粉・ビールユニット総括マネージャー 平成20年4月 同社糖質ユニット澱粉・ビールチームリーダー 平成22年5月 ASIA MODIFIED STARCH CO., LTD. MANAGING DIRECTOR 平成26年3月 三菱商事株式会社農水産本部糖質部 平成26年4月 同社生活原料本部糖質部長 平成28年4月 同社生活消費財本部製粉糖質部長 (現在に至る) | 0株 |
| 【取締役候補者とした理由】 三菱商事株式会社での職歴をもとに当社の適切な企業活動への助言や販売活動への支援を期待しております。また、製造業の立場ではない客観的視点で当社の企業経営全般に対する指導が期待できるため、取締役候補者となりました。 | | | |

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 藤田佳久氏は、非常勤の取締役候補者であります。
 藤田佳久氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額となります。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|-------|------------------------------------|---|----------------|
| 1 | イ トウ カズ オ ※伊藤和雄 (昭和36年1月7日生) | 昭和58年4月 三菱商事株式会社入社 平成5年5月 米国三菱商事会社 平成10年10月 三菱商事株式会社化学品管理部 平成14年4月 三菱商事フィナンシャルサービス株式会社 平成15年5月 三菱商事株式会社化学品グループコントローラーオフィス 平成18年3月 同社化学品グループコントローラー 平成20年4月 欧州三菱商事会社兼欧阿中東CIS統括付 平成23年4月 三菱商事株式会社コーポレート担当役員補佐 平成25年4月 三菱商事フィナンシャルサービス株式会社代表取締役社長 平成27年4月 三菱商事株式会社生活産業グループ管理部長 平成27年6月 当社社外監査役 (現在に至る) 平成28年4月 三菱商事株式会社理事生活産業グループ管理部長 (現在に至る) | 0株 |
| | | 【監査等委員である取締役候補者とした理由】 三菱商事株式会社での職歴をもとに当社の適切な企業活動への助言や販売活動への支援を期待しております。また、長年にわたり経理部門の経験を重ねており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであり、製造業の立場ではない客観的視点で当社の企業経営全般に対する指導が期待できるため、監査等委員である取締役候補者としてしました。 | |
| 2 | イシ ゲ ヒロシ ※石毛宏 (昭和28年9月21日生) | 昭和52年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成16年7月 同行情報セキュリティ管理室長 平成18年4月 帝京大学経済学部経営学科助教授 平成19年4月 同大学経済学部教授 (現在に至る) 平成22年6月 当社社外監査役 (現在に至る) | 6,000株 |
| | | 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 大学教授としての専門的知識と株式会社三菱東京UFJ銀行に長年勤務された経験を当社の企業活動に反映していただき、また、過去に会社経営に関与されたことはありませんが経営及び財務に関する相当程度の知見を有しており、職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としてしました。 | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|--|---|--|----------------|
| 3 | ノ グチ フミ オ ※野口文雄 (昭和29年11月18日生) | 昭和54年4月 公正取引委員会事務局入局 平成4年7月 審査部考査室長 平成6年7月 国税庁名古屋国税局徴収部次長 平成7年7月 同仙台国税局徴収部長 平成8年7月 公正取引委員会事務局取引部景品表示監視室長 平成11年7月 審査局第一審査長 平成14年7月 中部事務所長 平成16年4月 取引部取引企画課長 平成18年6月 近畿中国四国事務所長 平成20年6月 審査管理官 平成23年1月 取引部長 平成24年9月 審査局長 平成26年7月 郷原総合コンプライアンス法律事務所 特別顧問 (現在に至る) 平成26年11月 タイヤ公正取引協議会専務理事 (現在に至る) | 0株 |
| 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 公正取引委員会等に長年勤務された経験を当社の企業活動に反映していただき、また、過去に会社経営に関与されたことはありませんが企業取引及び税務に関する相当程度の知見を有しており、職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。 | | | |

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 当社は、伊藤和雄氏及び石毛宏氏との間で、会社法427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。
 なお、伊藤和雄氏及び石毛宏氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
 また、野口文雄氏の選任が承認された場合には、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 石毛宏氏及び野口文雄氏は、社外取締役候補者であります。
5. 石毛宏氏及び野口文雄氏は、いずれも東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額の決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成22年6月29日開催の第113回定時株主総会において年額2億円以内(うち社外取締役の報酬等の額は年額3百万円以内)とご承認いただき現在に至っておりますが、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠に代えて、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を、年額2億円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬等の額には、役員賞与及び執行役員兼務取締役の執行役員分の給与と賞与を含め、役員退職慰労金は含まないものとしたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は6名(うち社外取締役は1名)ですが、第3号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は7名となります。

また、本議案に係る決議の効力は、第3号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとしたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額の決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額につきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額3千万円以内と定めること、並びに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとしたたく存じます。

なお、第3号議案「定款一部変更の件」及び第5号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

また、本議案に係る決議の効力は、第3号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとしたします。

第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

監査役松本 正氏は、本總會終結の時をもって退任されますので、その在任中の功労に報いるために、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査等委員である取締役の協議にご一願いたいと存じます。

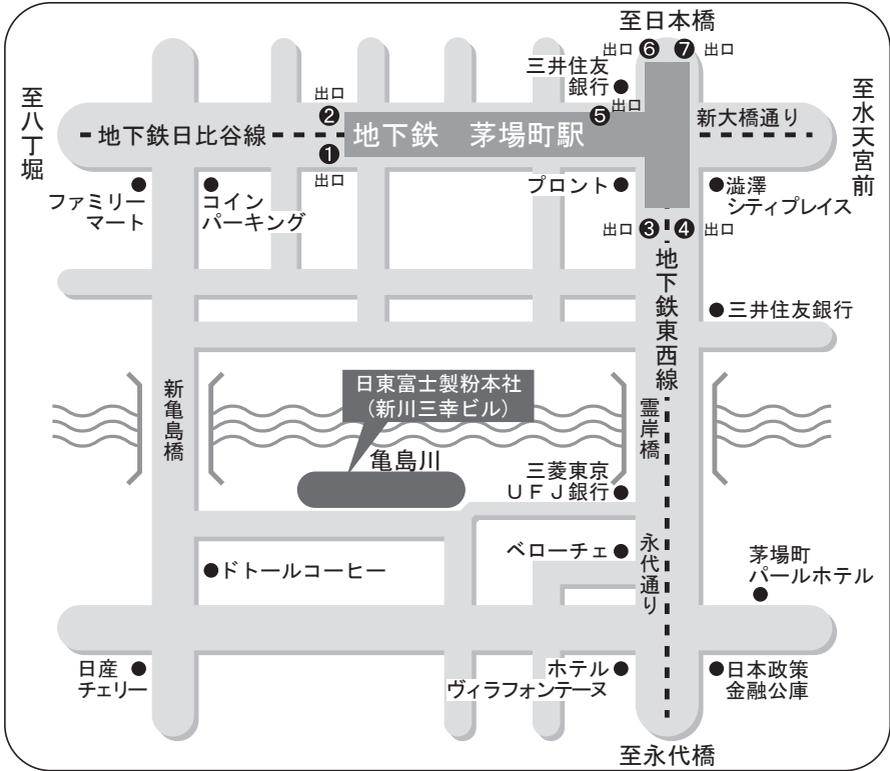
退任監査役の略歴は次のとおりです。

| 氏 名 | 略 歴 |
|--------------------|----------------------------|
| マツ モト マサシ 松 本 正 | 平成25年6月 当社常勤監査役 (現在に至る) |

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都中央区新川一丁目3番17号（新川三幸ビル）
当社2階会議室
電話 03-3553-8781



最寄駅 東京メトロ日比谷線・東西線 茅場町駅下車徒歩5分

